



福岡医発第 2048 号（総）

平成 27 年 10 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

日本医師会におけるマイナンバー制度に係る諸規程整備について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、本年 10 月より、国民一人ひとりに 12 桁の個人番号（マイナンバー）が割り当てられ、平成 28 年 1 月より、税、社会保障、災害対策の行政手続きにおける使用が開始されます。

それに伴い、民間事業者も税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを扱うこととなりますが、マイナンバーの重要性に鑑み、マイナンバーをその内容に含む個人情報、すなわち、特定個人情報については適正に管理することが求められています。

そのため、日本医師会では、特定個人情報の適正な管理に向けて、下記のとおり基本方針及び取扱規程をそれぞれ策定するとともに、就業規則の一部改正を決定され、その旨周知依頼がございましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、規程等についてご参照下さいますようお願い申し上げます。

なお、

1) 規程等は、「日本医師会におけるマイナンバー制度への対応の日本医師会ホームページへの掲載について」（福岡医発第 1904 号（総）（平成 27 年 10 月 14 日付））にてご案内のとおり、日本医師会ホームページメンバーズルームへ掲載されております。

2) 日本医師会では現在、事務取扱マニュアル及び中小規模事業者（従業員 100 人以下で個人情報取扱事業者等を除いた事業者）向けのマイナンバー対応資料等を準備中であり、完成次第掲載される予定です。

記

1. 日本医師会 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
2. 日本医師会 特定個人情報等取扱規程（付 特定個人情報等保護管理体制）
3. 日本医師会 就業規則（※改正部分抜粋）

以上

日医発第 677 号（庶 111）

平成 27 年 10 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会長 横 倉 義 武

日本医師会におけるマイナンバー制度に係る諸規程整備について

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、本年 10 月より、国民一人ひとりに 12 桁の個人番号（マイナンバー）が割り当てられ、平成 28 年 1 月より、税、社会保障、災害対策の行政手続における使用が開始されます。

それに伴い、民間事業者も税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを扱うこととなりますが、マイナンバーの重要性に鑑み、マイナンバーをその内容に含む個人情報、すなわち、特定個人情報については適正に管理することが求められています。

そのため、日本医師会では、特定個人情報の適正な管理に向けて、下記に示す基本方針及び取扱規程をそれぞれ策定するとともに、就業規則の一部改正を、本日開催の第 7 回理事会において決定いたしました。

つきましては、ご参考までに下記資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。また、管内郡市区等医師会等への周知方につきましても、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

なお、去る 10 月 1 日付（人 8）文書にてご案内の通り、下記資料はいずれも本会ホームページ・メンバーズルーム（医師会活動について）に掲載いたしますので、あわせてご利用ください（<http://www.med.or.jp/japanese/members/>）。

また、現在、事務取扱マニュアル及び中小規模事業者（従業員数 100 人以下で個人情報取扱事業者等を除いた事業者）向けのマイナンバー対応資料等を別途準備中であります。こちらにつきましても、完成後は直ちに本会ホームページに掲載する予定でありますことを申し添えます。

記

1. 日本医師会 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
2. 日本医師会 特定個人情報等取扱規程（付 特定個人情報等保護管理体制）
3. 日本医師会 就業規則（※改正部分抜粋）

平成 27 年 10 月 20 日

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本医師会（以下、「本会」といいます。）は、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

1 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

2 利用目的

本会は、特定個人情報等を税務手続・社会保障手続のためだけに取扱います。本会が患者さんの特定個人情報等を取り扱うことはありません。

3 安全管理措置に関する事項

本会は、「特定個人情報等取扱規程」を別に定め、以下をはじめとする特定個人情報等の安全管理措置を講じます。

- （１）本会は、特定個人情報等保護管理体制として、会長の責任の下、総務担当常任理事を保護責任者、事務局長を管理者、各課長・室長を取扱責任者として、特定個人情報等を取り扱う各担当者や委託先（再委託先を含みます。以下、同じです。）の監督を行います。
- （２）本会は、特定個人情報等が適切に取り扱われるよう、特定個人情報等を取り扱う各担当者や委託先に対して、定期的な点検を行います。
- （３）本会は、本基本方針及び内部規程に違反する兆候があれば迅速に確認を行うとともに、

違反行為が判明したときは会長に報告し、調査、原因究明、情報主体等への報告及び再発防止策の公表等の必要な対応を迅速に行います。

- (4) 本会は、特定個人情報等の重要性に鑑み、漏えい、滅失又は毀損の防止のために、厳格な物理的・技術的安全管理措置を講じます。

4 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び内部規程を継続して見直します。

5 質問等の窓口

本会における特定個人情報等の取扱いに関する質問等への問合せ先として、下記の窓口を設けます。

事務局	TEL	E メールアドレス
日本医師会人事課	03-3942-6493	jinji@po.med.or.jp
日本医師会庶務課	03-3942-6481	syomuka@po.med.or.jp
日本医師会経理課	03-3942-6486	keiri@po.med.or.jp

日本医師会 特定個人情報等取扱規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本医師会（以下「本会」という。）の事業遂行上
取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に保
護するために必要な基本的事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員及び職員に対して適用する。また、特定個人情報等
を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先（再委託以降を含む。）及び労働者派遣
法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

2 この規程は、特定個人情報等の取扱いに関し、本会個人情報保護規程、その他の内
部規程に優先して適用される。

(定 義)

第3条 この規程において、各用語の定義は、「行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」、「個人情報の保護に
関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び本会個人情報保護規程第1の3
に従うものとする。

第2章 基本方針の策定等

(基本方針)

第4条 本会の会長（以下「会長」という。）は、特定個人情報等の保護・管理に対す
る姿勢を示し、役員及び職員に周知させるとともに、一般に公開するために、「特定
個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を策定するものとする。

2 会長は、本会の策定した「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を役
員及び職員に周知し、理解させるものとする。

3 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の一般への公開は、本会ホー
ムページ等によるものとする。

4 会長は、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を必要に応じ、適宜、
見直すものとする。

(内部規程)

第5条 本会は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの

法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱うため、この規程を定める。

- 2 本会は、特定個人情報等の取扱いにかかる事務フロー及び各種安全管理措置等を明確にするため、「特定個人情報等取扱マニュアル」その他の内部規程を別に定めるものとする。
- 3 本会は、社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、この規程その他の内部規程を必要に応じ、適宜、見直すものとする。

(法令等の遵守)

第6条 すべての役員及び職員は、特定個人情報等の取扱いに当たって、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」その他前条第1項及び第2項に規定する内部規程を遵守しなければならない。

第3章 特定個人情報等保護管理体制

(組織体制)

第7条 会長は、特定個人情報等の保護・管理を適切に実施するために、第8条から第12条に規定する通り、特定個人情報等保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にするものとする。

(特定個人情報等保護責任者)

第8条 本会に、特定個人情報等保護責任者を置き、本会個人情報保護管理体制における個人情報保護責任者をもって、その任に充てる。

- 2 特定個人情報等保護責任者は、本会が保有する特定個人情報等の取扱いを総括し、以下の事項を定める。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いを維持・推進するための施策
- (2) 役員及び職員に対する特定個人情報等の適切な取扱いに関する継続的かつ定期的な教育・訓練
- (3) 役員及び職員へのこの規程の周知、一般への公表
- (4) 第14条第1項に規定する違反行為又は漏えい事案等発生時の対応策
- (5) その他この規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事項

(総括特定個人情報等管理者)

第9条 本会に、総括特定個人情報等管理者を置き、本会個人情報保護管理体制におけ

る総括個人情報管理者をもって、その任に充てる。

- 2 総括特定個人情報等管理者は、本会が保有する特定個人情報等の取扱いに関する事務を総括し、特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化等を行う。

(特定個人情報等取扱責任者)

第10条 本会に、特定個人情報等取扱責任者を置き、本会個人情報保護管理体制における個人情報取扱責任者をもって、その任に充てる。

- 2 特定個人情報等取扱責任者は、特定個人情報等を取り扱う範囲を定めた上で、事務取扱担当者を選任し、当該課等で保有する特定個人情報等を適切に管理する。

(事務取扱担当者)

第11条 本会に、特定個人情報等を取り扱う者として、事務取扱担当者を置く。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を適切に管理し、利用権限のない者に使用させてはならない。

(監査責任者)

第12条 本会に、監査責任者を置き、本会個人情報保護管理体制における監査責任者をもって、その任に充てる。

- 2 監査責任者は、本会が保有する特定個人情報等の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。
- 3 監査責任者は、前項の監査結果を、会長及び特定個人情報等保護責任者に報告するものとする。

(教育・監督)

第13条 本会は、事務取扱担当者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図る。

- 2 本会は、事務取扱担当者が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(情報漏えい事案等への対応)

第14条 すべての役員及び職員は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第5条第1項及び第2項に規定する内部規程への違反（以下「違反行為」という。）若しくはその兆候、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）の発生若しくは兆候を把握した場合は、速やかに特定個人情報等

保護責任者に報告するものとする。

- 2 特定個人情報等保護責任者は、違反行為若しくは漏えい事案等が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、次の各号に定める事項等を行い、適切に対応するものとする。
 - (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 会長への報告及び対象となった情報主体への連絡
 - (3) 個人情報保護委員会（平成 27 年までは特定個人情報保護委員会、平成 28 年 1 月 1 日からは個人情報保護委員会をいう。）及び主務大臣等への報告
 - (4) 再発防止策の検討及び決定
 - (5) 必要に応じた事実関係及び再発防止策等の公表

第 4 章 特定個人情報等保護の措置

第 1 節 特定個人情報等の取得

（特定個人情報等の適正な取得）

第 15 条 特定個人情報等の取得は、番号法第 9 条に規定された範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

- 2 本会が特定個人情報等を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段で行う。

（個人番号の提供の要求）

第 16 条 本会は、第 5 条第 2 項に規定する「特定個人情報等取扱マニュアル」に定める個人番号を取り扱う事務（以下「個人番号取扱事務」という。）を処理するために必要がある場合に限り、役員、職員その他の者に対し個人番号の提供を求める。

- 2 役員、職員その他の者が、本会からの個人番号の提供の要求又は第 17 条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。

（本人確認）

第 17 条 本会は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、番号法第 16 条に基づき本人確認を行う。

- 2 役員及び職員は、本会に個人番号を提供する際には、本会が行う本人確認の措置に協力しなければならない。

第 2 節 特定個人情報等の利用

（特定個人情報等の利用範囲等）

第 18 条 本会が役員、職員その他の者から取得する特定個人情報等は、個人番号取扱事務を行うために利用する。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合で

あって、情報主体の同意があり、又は情報主体の同意を得ることが困難であるときは、この限りではない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 19 条 本会が特定個人情報ファイルを作成するのは、個人番号取扱事務を行うために必要な範囲に限り、この場合を除き特定個人情報ファイルを作成しない。

第 3 節 特定個人情報等の適正管理

(特定個人情報等の正確性の確保)

第 20 条 事務取扱担当者は、利用目的に応じ必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(特定個人情報等の保管制限)

第 21 条 本会は、個人番号取扱事務を行うために必要な範囲を超えて、特定個人情報等を保管しない。

(安全管理措置)

第 22 条 本会は、特定個人情報等の重要性に鑑み、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、第 5 条第 2 項に規定する「特定個人情報等取扱マニュアル」に定める通り、厳格な組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じる。

(委託の取扱い)

第 23 条 本会が業務を委託して特定個人情報等を委託先に取り扱わせる場合には、番号法に基づき本会自らが果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が当該委託先において講じられ、かつ委託先が特定個人情報等を適切に取り扱うよう、必要かつ適切な監督を行う。

2 本会は、前項の監督を行うため、次の各号の措置を講じる。

- (1) 委託先の適切な選定
- (2) 委託先における特定個人情報等の適切な取扱いを確保するために必要な契約の締結
- (3) 委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握

(再委託の取扱い)

第 24 条 委託先は、あらかじめ本会の書面による許諾を得た場合に限り、委託を受けた特定個人情報等の取扱いを再委託することができるものとする。再委託先が更に委

託する場合も同様とする。

- 2 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかについても、監督するものとする。

第4節 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供)

第25条 本会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しない。

第5節 特定個人情報等の削除・廃棄

(個人番号の削除・廃棄)

第26条 本会は、個人番号取扱事務を行うために必要がなくなった場合であって、所管法令において定められている保存期間を経過した特定個人情報等については、その内容に含まれる個人番号を速やかに削除又は廃棄するものとする。

第5章 特定個人情報の開示等

(情報主体の開示、訂正請求等に関する権利)

- 第27条 情報主体から自己の特定個人情報について開示を求められた場合、本会は、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。
- 2 情報主体から自己の特定個人情報について訂正又は削除を求められた場合、本会は、合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は、当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。
 - 3 情報主体から自己の特定個人情報について利用停止等を求められた場合であって、その理由があることが判明したとき、本会は、違反を是正するために必要な限度で、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。

第6章 その他

(苦情及び相談)

第28条 本会は、本会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

- 2 特定個人情報等保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

(制 裁)

第29条 本会は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する

「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」その他第5条第1項及び第2項に規定する内部規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の者に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

(改 廃)

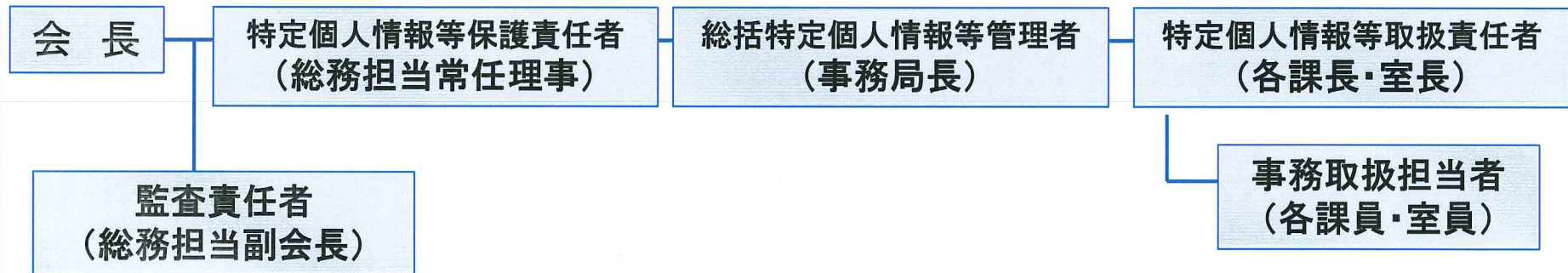
第30条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

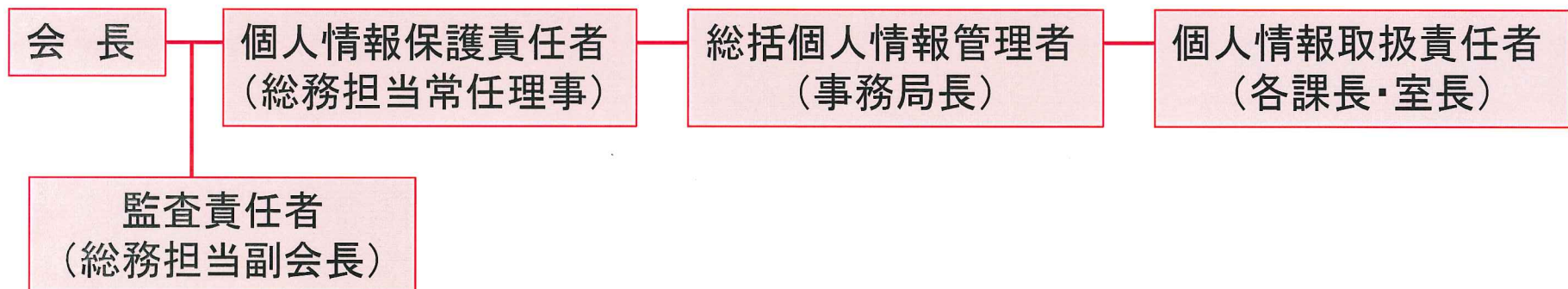
- 1 この規程は、平成27年10月20日から施行する。

特定個人情報等保護管理体制



※取扱規程のなかで体制について規定

(参考:個人情報保護管理体制)



就 業 規 則 の 改 正

I. 第 3 条に個人番号（マイナンバー）を追加

（サービスの基準）

第 3 条 職員は、この規則及び諸規定を順守し、上司の指示命令に従い、自己の業務に専念し、業務能率の向上に努力し、互いに協力して職場の秩序を維持しなければならない。

- 2 職員は、本会の業務に関して知り得た個人番号（マイナンバー）、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報という。）その他の機密に関する事項を他に漏らしてはならない。退職した後も同様とする。

II. 第 8 条第 1 項第 3 号を追加、第 3 号を第 4 号に変更

（採用後の提出書類）

第 8 条 第 6 条により採用された職員は、採用後、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

- （1）誓約書
 - （2）身元保証書
 - （3）職員及び扶養家族などの個人番号（マイナンバー）（番号法及び関連法（政令以下の下位規範、ガイドラインを含む。以下「番号法等」という。）に基づき必要となる範囲に限る。）
 - （4）その他本会が必要と認めたもの
- 2 前項第 2 号の身元保証書の身元保証人は 1 名とし、本会の認める身元保証の適格者でなければならない。
 - 3 職員は、第 5 条及び第 1 項の提出書類中記載事項に変更を生じたときは、必要な事項を記載した書類を速やかに提出しなければならない。

Ⅲ. 第8条の2を追加、第8条の2を第8条の3に変更

(番号法等に基づく提出義務及び手続き等)

第8条の2 職員は、本人及び扶養家族などについて、本会から番号法等に基づく報告を求められた場合には、報告を求められた後、遅滞なくこれに応じなければならない。

2 本会は、職員から個人番号の報告を求める場合には、利用目的を明示するものとする。

3 本会は、職員から報告された個人番号について、本会特定個人情報取扱規程に基づき厳重な管理を行い、法令等で認められた場合を除き、利用目的以外に利用しないものとする。委託における取扱いも同様とする。また本会は、番号法等で認められた範囲内で、利用目的を変更できるものとする。

4 職員は、番号法等の改正などにより、個人番号の利用目的が拡大された場合などには、法令等に基づく本会の指示に従うものとする。

(異 動)

第8条の3 業務上必要があるときは、職員に配置換え、出向その他の異動を命ずることがある。

2 前項の出向を命ずるときは、労働条件が不利にならないようにするものとする。